

労務理論学会倫理規程

1 趣旨

労務理論学会は、会員の倫理の向上が強く要請されていることを自覚し、労務理論学会倫理規程を設ける。労務理論学会倫理規程は行動原則と行動規範から構成される。行動原則は、会員の諸活動の根底に存在し、会員の行動を規制する根本的な原則であり、行動規範はこの原則を研究活動及び学会活動に具体化したものである。労務理論学会の全ての会員は、会員が守るべき倫理・規範として、労務理論学会倫理規程を誠実に遵守しなければならない。

2 行動原則

- ① 会員は、社会的責任を有する研究者として良心に従って行動しなければならない。
- ② 会員は、国籍、人種（民族）、思想・信条、性、年齢、出自、ハンディキャップ等を理由として、差別的な取り扱いをしてはならない。
- ③ 会員は、自らの職務を誠実に遂行し、いかなる場合においても、職務上の権限を乱用してはならない。
- ④ 会員は、他者の有する人権と人間の尊厳を犯してはならない。

3 行動規範

- ① 会員は、著書、論文等、他人の研究成果を剽窃してはならない。
- ② 会員は、研究過程を通じて得られた資料、データ等を改ざんしてはならない。
- ③ 会員は、研究過程を通じて得られた個人情報了他者に漏洩してはならない。
- ④ 会員は、研究成果の公表において二重投稿してはならない。
- ⑤ 会員は、研究助成費の不正使用、研究計画の虚偽申告等、反社会的行為を行ってはならない。
- ⑥ 会員は、研究活動及び学会活動において、差別的な言動を行ってはならない。
- ⑦ 会員は、研究活動及び学会活動において、ハラスメント行為（注）を行ってはならない。
- ⑧ 会員は、研究活動及び学会活動等において、他者の人格と人間としての尊厳を尊重しなければならない。
- ⑨ 会員は、違反行為を見過ごすことなく適切な忠告を行い、その結果について労務理論学会の理事に報告しなければならない。
- ⑩ 会員は、他の会員を陥れる目的から、労務理論学会の理事に対して、虚偽の教唆や報告等を行ってはならない。

4 倫理委員会の設置

- ① 会長は、副会長、総務理事との協議を踏まえて、倫理委員会を設置することができる。
- ② 会長は、副会長、総務理事との協議を踏まえて、倫理委員会委員を会員のなかから指名する。氏名、所属等については一切公表してはならない。
- ③ 倫理委員会は、会長に対して、労務理論学会倫理規程に違反する行為の未然防止策について助言することができる。
- ④ 倫理委員会は、会員のなかから労務理論学会倫理規程に違反する行為の訴えがなされた場合、会長と協議の上で、聴き取り調査を行い、調査記録を作成し、倫理委員会調査報告書を会長に具申しなければならない。
- ⑤ 倫理委員会委員は、在任中及び解任後であっても、聞き取り調査で得られた個人情報
を漏洩してはならない。

付則 1. 本倫理規程は、2009年7月18日より施行する。

付則 2. 本倫理規程は、会員総会の出席者の過半数をもって改定することができる。

注 本文中の「ハラスメント行為」とはセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント等を指す。

以上